研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 9 月 3 日現在

機関番号: 32638

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03413

研究課題名(和文)イタリアにおける婚外子法制度の研究

研究課題名(英文)The study of the legal status of children born out of the marriage in Italy

研究代表者

椎名 規子(Shiina, Noriko)

拓殖大学・政経学部・教授

研究者番号:20289789

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文): 2012年2013年の子の法的地位に関するイタリア民法の改正内容を明らかにした。それまで子の地位は親の婚姻と結び付けられていたが、改正により子の地位は親の婚姻から切離されたことが明らかとなった。イタリアには、かつて婚外子はキリスト教の影響により著しい差別を受けた歴史がある。そのため婚外子が完全に平等な法的地位を得たことは、意義がある。そこでイタリアが乗越えた婚外子差別の重さを理解すること、及び差別のルーツを知るために、ローマ法上キリスト教が国教化する上で、婚姻制度と子の地位がどのように関係づけられたかも研究した。現代における婚外子と養子制度の現状も実態調査により明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義 わが国の民法では、依然として子の法的地位は嫡出子と嫡出でない子に分けられていて、親の婚姻と密接に結びつけられている。わが国では、宗教的背景は希薄であるにもかかわらず、子の法的地位についての差別的対応は除去されていない。これに対して、イタリアは、ローマ時代のキリスト教国教化からの婚外子に対する長い差別の歴史が存在したにもかかわらず、子の法的地位と親の婚姻との関係を切り離した。 この改革は、依然として旧制度を維持している日本法についても改革の道筋の方向性を示すものであり、意義

がある。 またイタリアの実態調査により、養子制度の現状を知ることができたことも、今後の養子制度の方向性を知るこ

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to highlight research on the reform of the Italian Civil Code in 2012 and 2013. Before the reform, the legal status of a child was dependent on the marriage of parents. After the reform, the legal status of a child was independent from the marriage of parents. The reform was crucial in order to overcome discrimination of the children. To understand the significance of the reform, I researched the origin of the discriminative history. Namely how the system of marriage related with the legal status of a child after Christianity became the state religion in Roman times.

Furthermore as a modern issue, I researched the Italian adoption system. In Italy, adoption was utilized to give legal status to a child born out of marriage. To understand deeply, I interviewed lawyers and social workers who work for adoption of children out of marriage. This study sheds light on the present situation of children out of marriage in Italy.

研究分野: 民法

キーワード: 婚外子 非嫡出子 子の平等 子どもの権利 子の法的地位 イタリア法 ローマ法

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

欧米諸国では、婚外子の法的地位について嫡出子と非嫡出子の区別を廃し、子の法的地位の平等を実現した。たとえば、ドイツは 1997 年に民法を改正し、フランスは 2002 年に民法改正を行っている。しかしイタリアは婚姻制度を重視するカトリック思想の影響もあり、子の法的地位の平等の改革はなかなか実現しなかった。しかしイタリアでも 2012 年 2013 年の民法典改正により、子の法的地位は親の婚姻から切離されることになり、子の間の平等が実現した。しかしこれまでわが国ではイタリアにおける子の地位の改革についての研究は行われていなかった。

2.研究の目的

本研究は、イタリアにおける子の法的地位の平等を実現した 2012 年 2013 年の改革の内容を研究することである。そして平等の実現に向けた改革の重要性を理解するために、そもそも婚外子の差別が始まった歴史的起源についても研究の対象とした。そのため古代ローマ法の時代にキリスト教の国教化により、どのように婚姻制度が国家法に組み込まれて、その結果として子の法的地位が変遷したのかも研究することが必要となった。

同時にイタリアでは、家族の領域でいくつもの改正が実現したが、改正の実現のために、裁判 所がどのような役割を担ったのかを研究することも研究対象とした。

また近代では、婚外子に法的地位を与えるために、イタリアでは養子制度が利用された。そこで、婚外子が法的地位を得るために利用された養子制度が、現代ではどのように規律されているのか、およびその実態についても研究することも目的とした。

研究の方法

2012年と2013年の民法典改正については、ボローニャ大学家族法ミケーレ・セスタ教授および同大学憲法学ルカ・メツェッティ教授のアドバイスおよび指導を受けながら、文献研究を中心として研究を行った。

ローマ法の婚姻制度と子の法的地位の研究については、ボローニャ大学ローマ法のジョバンニ・ルケッティ教授の指導およびアドバイスを受けた。

婚外子の養子制度の研究については、セスタ教授の紹介により、子どもの問題を多く扱うアンナマリア・チャンパ弁護士およびソーシャル・ワーカーのフランコリー二氏にインタビューを行った、また子どもの代理人として活動したチャンパ弁護士より養子縁組の裁判手続きの書面の提供を受け、それらの分析を行った。

4. 研究成果

(1) 家族法改革の出発点である 1975 年の家族法改正を促した憲法裁判所判決の研究

イタリアでは、2012 年と 2013 年に子の地位の平等化のための民法典改正が行われたが、これ 以前にも家族法の領域でいくつもの改革が実現している。たとえば、民法と福祉法との垣根を取 り払った 2001 年の「家族への子の権利法」による養子法の改革、2006 年の民法典改正による、 別居・離婚後の共同親権制度の原則的導入などである。これらの改革の出発点は、1975 年の家 族法改正であり、2012 年 2013 年の改正は、家族法領域の改革の集大成の意味を持つ。

ところで改革の出発点である 1975 年の家族法改正の実現には、憲法裁判所の判決が重要な役割を果たした。そこで改正の原動力を知るために、1975 年の家族法改正を促した憲法裁判所判決における家族観の変遷を比較研究した。1960 年代前半の判決では、夫や父親が家族の中心となる家族観を示していたが、1960 年代後半から 1970 年代にかけては、平等な夫婦により家族が構成されるという新しい家族観を示すようになった。こうした判決が 1975 年の家族法の改正を促したことが明らかとなった。イタリアにおいて法改正に対して憲法裁判所が果たした役割の研究は、家族法改正がなかなか実現しないわが国の方向性を考察する上で重要な示唆を与えてくれた。

(2) 2012 年および 2013 年のイタリア民法典の改正の研究

イタリアでは、2012 年と 2013 年に民法典改正が行われ、子の法的地位は平等となった。すでにイタリアでは、1975 年の家族法改正において、婚外子の相続分は嫡出子の相続分と等しく改められている。しかし、イタリアではカトリックの影響が強く、婚姻制度を重視する社会的傾向があった。そのため子の法的地位は、親の婚姻と密接に結びつけられており、子の地位の平等はなかなか実現しなかった。しかし、フランスやドイツなどの他の欧米諸国の法改正の影響、および 1975 年は 2.59%に過ぎなかった婚外子の割合が、2014 年には 27.6%に増加するなどの社会の変化もあり、2012 年 2013 年に平等に向けた法改正が実現した。

なお、今回の改正は親子法全般にわたる大改正である。そのため婚外子の法的地位の改革だけではなく、親と子の法律関係の改革をも実現した。その結果、2013 年の改正までは、「親権(potestà dei genitori)」という文言が用いられていたが、改正により「親責任(responsabilità genitoriale)」に改められ、子の権利の実現がはかられた。

(3) ローマ法におけるキリスト教国教化後の婚姻制度と子の法的地位の関係についての研究前述のように、イタリアにおいて子の法的地位が親の婚姻制度と切り離されたことは、これまで婚姻制度を重視していたイタリアでは画期的なことである。

それではイタリアをはじめとする欧州各国において、婚外子が差別的対応を受けるにいたっ

た歴史的出発点はどこにあるのであろうか。私は、この点について、ローマ法時代にキリスト教の国教化により、婚姻制度と子の法的地位がどのように変化したのかを研究した。

この研究により、アウグストゥスが婚姻制度の介入に着手し、その後ユスティニアヌス帝などのキリスト教の皇帝により、婚姻制度に対する国家法の介入が進んだことが明らかとなった。欧州における婚外子差別の起源となるローマ法における婚姻制度と子の法的地位についての研究はわが国ではこれまで研究がなされておらず、大きな成果を得ることができたと考える。

(4) 婚外子と養子法制度の実態調査

現代に目を向けると、イタリアでは婚外子に法的地位を与えるために、これまで養子制度が利用された。養子法制度については、2001年に「家族への子の権利法」として改革がなされ、子のための養子法が実現した。そこで、これらの法制度が、実際にはどのように機能しているのかを理解するために、具体的な養子縁組事件の裁判手続きについて実態調査を行った。養子縁組裁判手続きにおいて、実務家の弁護士や福祉関係者にインタビューを行ったことは、現実の実態を知る上で大きな意義があった。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 6件)

- (1) 椎名規子「資料 イタリアの新親子法 2012 年・2013 年の民法典改正」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 18 巻 2 号(2016)135-171 頁。
- (2)椎名規子「イタリア親子法における子の法的地位の平等と『親責任』の実現 2012年と2013年の新親子法についてー」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第19巻1号(2016)1-40頁。
- (3) 椎名規子「ローマ法における婚姻制度と子の法的地位の関係 欧米における婚外子差別のルーツを求めて」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第20巻2号(2018)47-81頁。
- (4)椎名規子「イタリア憲法裁判所の『家族観』の変遷 1960 年代の『家族』に関する憲法裁判 所判決を通して」日伊文化研究 56 号(2018)22-34 頁。
- (5)椎名規子 家事裁判例紹介「DNA 上血縁のない法律上の父と子の面会交流の許否」民商法 雑誌 1531 巻 1 号(2017)176-184 頁。
- (6)椎名規子 家事裁判例紹介「別居前の主たる監護者を監護者に指定しない事情の存否」民商 法雑誌 154 巻 5 号(2018)1155-1162 頁。

[学会発表](計 2件)

- (1) 椎名規子「イタリア親子法における子の法的地位の平等と『親責任』の実現 2012年と2013年の新親子法についてー」家族と法研究会2016年10月
- (2) 椎名規子「ローマ法における婚姻制度と子の法的地位の関係 欧米における婚外子差別のルーツを求めて」家族と法研究会 2018 年 12 月

〔図書〕(計 1件)

椎名規子「イタリア」『養子法の国際比較研究』(鈴木博人編)明石書店(2019年9月出版予定)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権類: 種類: 番号: 出原年: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

[その他]

外務省ハーグ条約室「イタリアの親権・監護権法令の調査委託」(2018年11月)

6.研究組織

(1)研究分担者 なし 研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 なし 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。